

# 長浜港における 船舶係留等の許可申請にかかる説明会

---



愛媛県南予地方局大洲土木事務所

# 目次

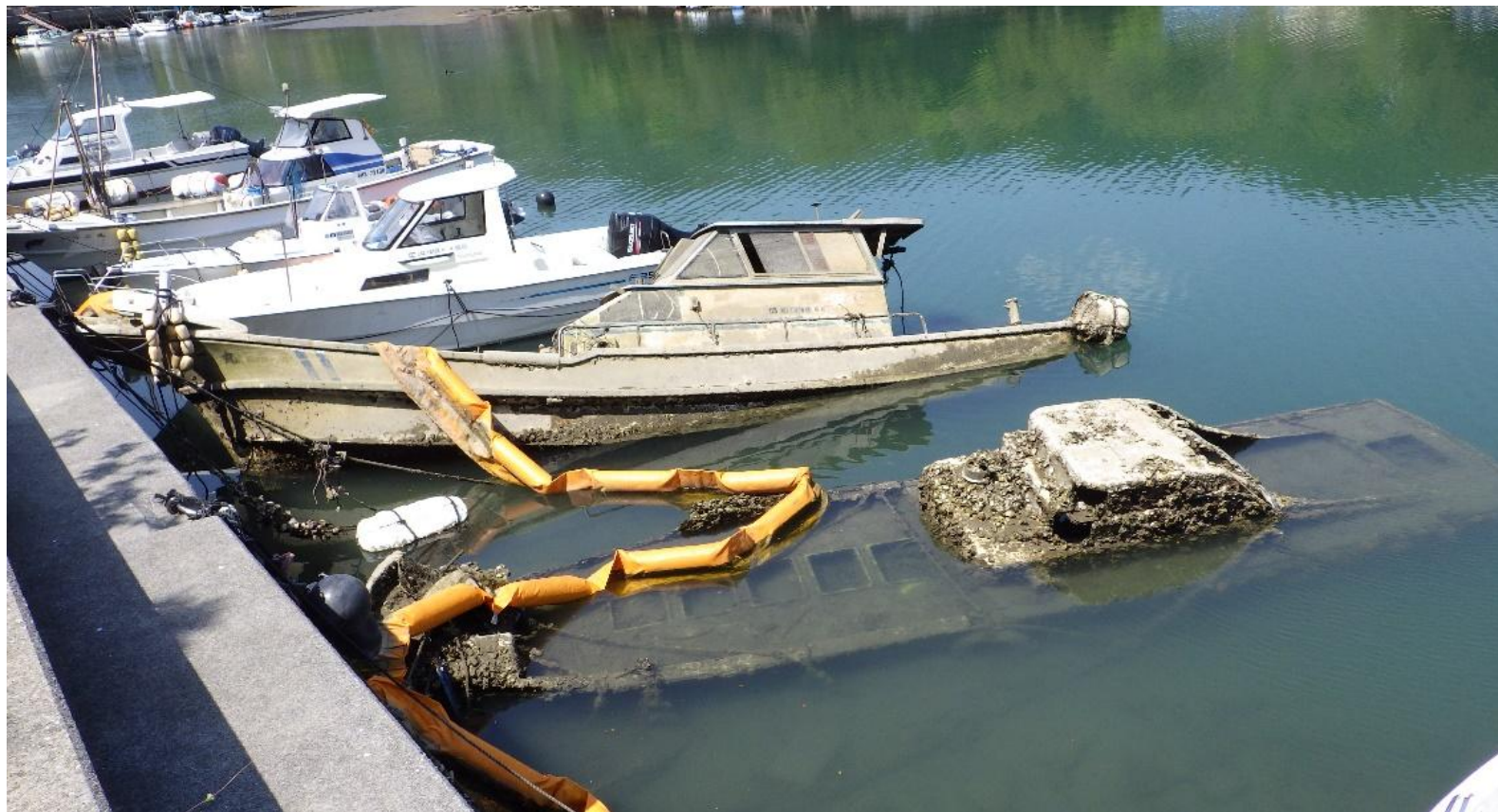
---

- ① 放置艇（不法係留船）とは何か
- ② 放置艇が引き起こす問題
- ③ 国と愛媛県の放置艇対策の現状
- ④ 適正化に向け「放置等禁止区域」を設定
- ⑤ 「放置等禁止区域」ができるとうなる？
- ⑥ 「放置等禁止区域」設置のメリット
- ⑦ 港湾管理者へ「許可申請」
- ⑧ 「係留許可」について
- ⑨ 「暫定許可」について
- ⑩ 「暫定許可」について（係船環・係船杭）
- ⑪ 「暫定許可」について（浮棧橋）
- ⑫ 「暫定許可」が認められる条件
- ⑬ 「暫定許可」を受けた者が守るべき事項
- ⑭ 許可書と許可ステッカーを交付します
- ⑮ 民間係留施設や船舶を変更した場合
- ⑯ 民間係留施設（係船環・浮棧橋等）を撤去した場合
- ⑰ 今後のスケジュールについて
- ⑱ 相談窓口

# ① 放置艇（不法係留船）とは何か

---

放置艇とは、港湾・河川・漁港に、**水域管理者の許可を得ずに係留している漁船やプレジャーボート等船舶**のことを指します。



## ② 放置艇が引き起こす問題

放置艇はさまざまな問題を引き起こします。



沈廃船化



災害時の被害増



水域環境悪化

今後、港湾の安全の**重大な支障**になる恐れあり

### ③国と愛媛県の放置艇対策の現状

国（国土交通省、水産庁）は、「地域にとって支障が大きい放置艇を、令和16年度までに解消すること」を、**全国目標**に掲げています。

とくに、愛媛県の**放置艇数は全国ワースト3位**です。

放置艇数 順位	平成30年度全国実態調査結果結果				令和4年度全国実態調査結果結果				H30-R4 増減
	都道府県名	PB 総隻数	許可艇	放置艇	都道府県名	PB 総隻数	許可艇	放置艇	
1	広島県	14,307	3,620	10,687	広島県	13,145	4,883	8,262	▲ 2,425
2	岡山県	8,256	3,039	5,217	岡山県	9,012	3,224	5,788	571
3	愛媛県	6,884	1,733	5,151	愛媛県	6,290	2,502	3,788	▲ 1,363
4	大分県	4,609	357	4,252	鹿児島県	4,680	1,835	2,845	▲ 230
5	長崎県	7,441	4,326	3,115	長崎県	6,302	3,754	2,548	▲ 567

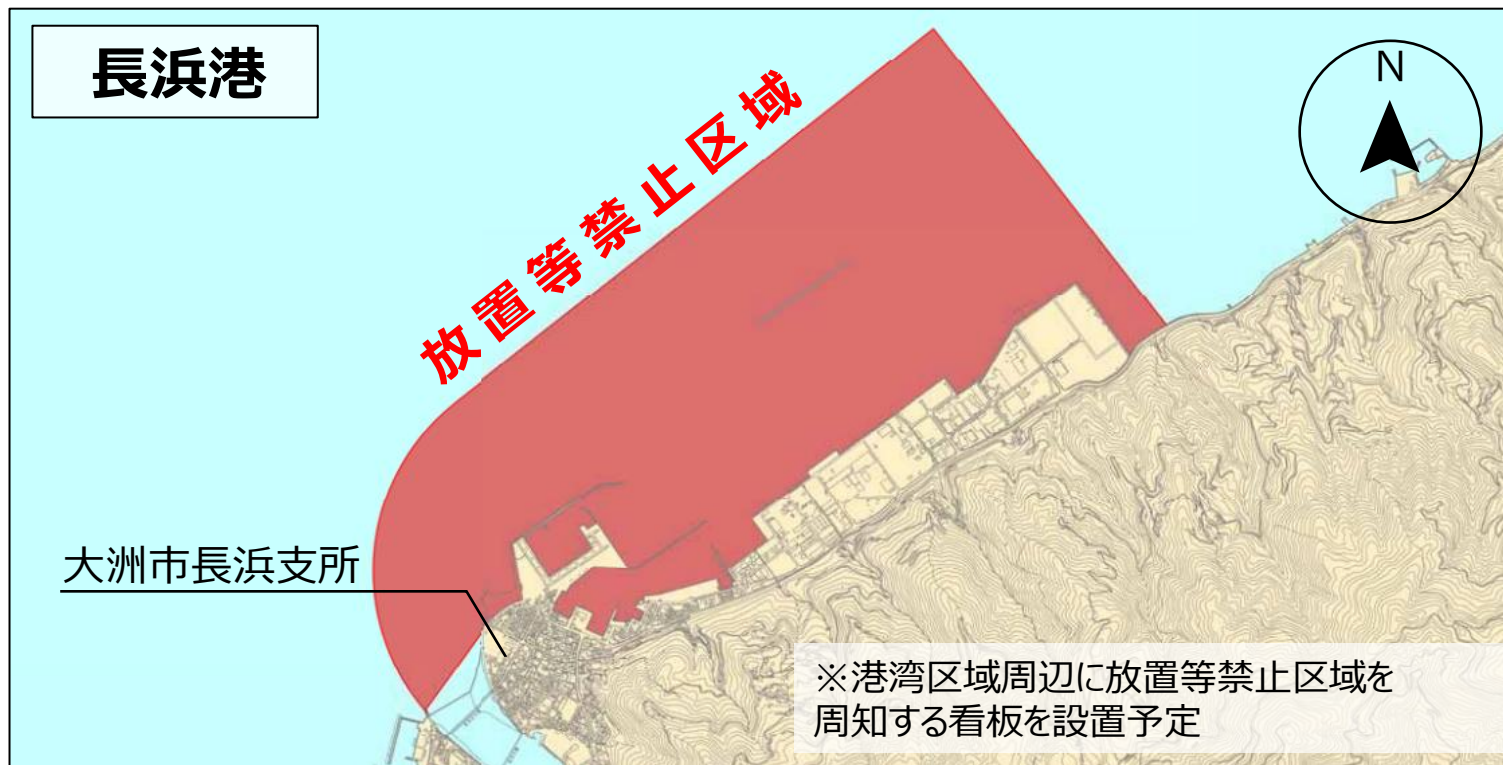
H30年度及びR4年度プレジャーボート全国実態調査結果（国土交通省・水産庁）

国の動向も踏まえ、**愛媛県管理港湾においては、令和16年度までに放置艇数0隻**を目指します。

## ④適正化に向け「放置等禁止区域」を設定

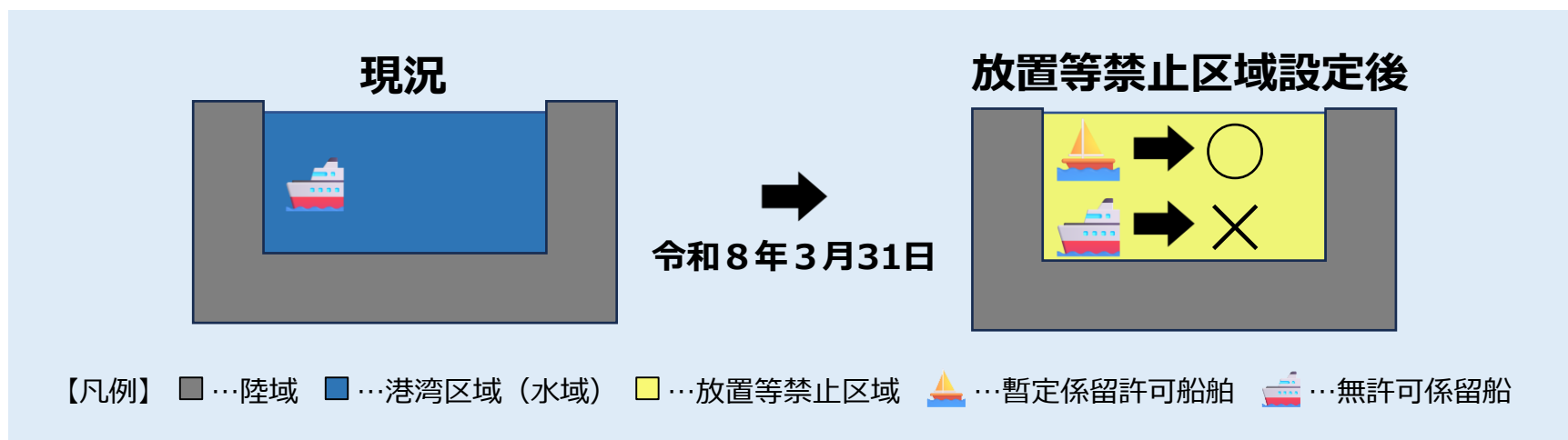
愛媛県管理港湾では、「放置等禁止区域」を設定します。

- 県管理港湾における原則、港湾区域**全域**が対象
- 設定時期は「令和8年3月31日」を予定



## ⑤「放置等禁止区域」ができるようになる？

無許可で漁船やプレジャーボート等を残置してはいけない区域になります。  
港湾管理者による許可を受けている船舶は、継続して係留できます。



放置等禁止区域が設定された後も、港湾管理者の許可なく漁船やプレジャーボート等を残置しつづけた場合、港湾法に基づく**罰則**があります。

**一年以下の懲役 又は 五十万円以下の罰金**

## ⑥「放置等禁止区域」設置のメリット

---

周囲に迷惑にならないよう、普段から適切に船舶等を管理してくださっている住民のみなさまにこそ、**メリットがある**ものです。

### ● 港湾の「環境改善」につながる

- 航行の邪魔にならない
- 景観が改善され、町のイメージが良くなる
- 沈廃船からのオイル漏れなど、自然環境への悪影響防止

### ● 正直者が損をしない「平等」な港湾管理ができる

- 「ルールを守っていない船」と「適正管理船」が明確に区別できます。
- 放置艇を行政が処分すると、その処分費用は**税金**によって賄われます。本来、みなさまの大切な血税が、ルールを守らない人のために使われることは好ましくありません。

## ⑦港湾管理者へ「許可申請」

次のいずれかの申請をいただく必要があります。

<b>係留許可</b>	<p>大洲市長浜港港湾施設条例に基づき、 係留施設使用許可を申請いただくもの。</p> <p>(例) 県が整備したプレジャーボート係留施設等に係留している場合 ※従前の申請と変更無し。</p>
<b>暫定許可</b>	<p>愛媛県港湾管理条例に基づく、港湾施設占用許可申請により、 暫定的に民間係留施設（係船杭、浮棧橋等）の設置を許可するもの。</p> <p>(例) 護岸・防波堤等に民間係留施設を設置している場合 ※放置等禁止区域の設定に際し、恒久的な公共係留施設が不足している現状を踏まえ、暫定的に設置を認めるもの。</p>

## ⑧「係留許可」について

従前からある使用許可により、**公共係留施設への係留**を許可するもの。

係留施設	港湾管理者（愛媛県・大洲市）が整備した係留施設等
法的根拠・正式名称	大洲市長浜港港湾施設条例第8条に基づく「港湾施設使用許可申請」
申請先	大洲市（長浜港務所）
申請様式	港湾管理者が別途示す様式
添付資料	位置図、誓約書、利害関係者があるときは、その同意書、その他港湾管理者が必要と認めるもの
許可期間	原則3か月（港湾管理者が特に必要と認めるときは1年以内）

## ⑨「暫定許可」について

暫定的に**民間係留施設**（係船杭や浮棧橋など）の**設置**を許可するもの。

### 占用箇所のイメージ

#### 係船環・係船杭等

護岸・防波堤等における、係船環、係船杭が占める面積部分の占用許可申請

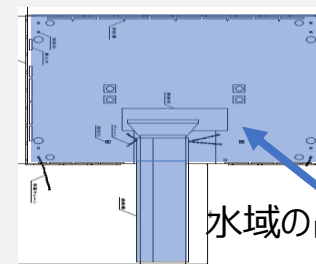
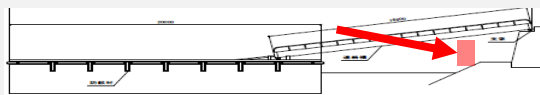
護岸等の占用



#### 浮棧橋

- 陸域（護岸・防波堤等）における、浮棧橋が占める面積部分の占用許可申請
- 水域における浮棧橋が占める面積部分の占用許可申請

護岸等の占用



## ⑩「暫定許可」について（係船環・係船杭）

係船環・係船杭等に関する暫定許可の申請方法は次のとおりです。

係留施設	民間の個人や団体等が設置した <b>係船環・係船杭</b> 等
根拠法令・正式名称	港湾法第37条に定める「港湾施設占用許可申請」
申請先	愛媛県（大洲土木事務所）
申請様式	<b>愛媛県港湾管理条例施行規則様式第3号</b>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>占用物の情報</b>：位置図、写真、形状・大きさが分かる資料（手書き可）</li><li>• <b>係留する船舶の情報</b>：船舶情報記入様式、船舶写真（全景、船舶番号）</li><li>• <b>誓約書</b>：係留終了後自己負担撤去、暴力団員等に該当しないこと</li></ul>
許可期間	5年間
占用料	<b>減免</b> （暫定措置）

# ⑪「暫定許可」について（浮棧橋）

浮棧橋に関する暫定許可の申請方法は次のとおりです。

係留施設	民間の個人や団体等が設置した <b>浮棧橋</b> 等
根拠法令・正式名称	港湾法第37条に定める「港湾施設占用許可申請」
申請先	愛媛県（大洲土木事務所）
申請様式	次の2枚を重ねて提出 陸域： <b>愛媛県港湾管理条例施行規則様式第3号</b> 水域： <b>愛媛県港湾管理条例施行規則様式第1号（その1）</b>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>占用物の情報</b>：位置図、写真、形状・大きさが分かる資料（手書き可）</li><li>• <b>係留する船舶の情報</b>：船舶情報記入様式、船舶写真（全景、船舶番号）</li><li>• <b>誓約書</b>：係留終了後自己負担撤去、暴力団員等に該当しないこと</li></ul>
許可期間	5年間
占用料	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>公益性の高い団体等が設置している浮棧橋</b>：減免（暫定措置）</li><li>• <b>公益性の高い団体等以外（個人等）が設置している浮棧橋</b>：<b>有償</b></li></ul> ※県港湾管理条例に基づく

## ⑫「暫定許可」が認められる条件

---

### ◆ 暫定許可が認められる条件

- ① 設置された民間係留施設（係船環、係船杭、浮棧橋等）が、港湾施設（護岸・防波堤等）を著しく損傷させる恐れがないこと。
- ② 民間係留施設への船舶の係留が、港湾利用上支障がないこと。
- ③ 令和7年4月1日時点で日現在で既に発生している占用(無許可)であり、占用及び船舶係留に関して特段の事故やトラブルが発生していないこと。

### ◆ 以下のような状態である場合は許可できません。

- フェリー航路や船溜まりの入口付近等、航路や荷役の障害となる水域及び他の船舶の航行による影響を大きく受ける水域での係留。
- 河川付近等の河川の流水阻害をもたらす水域での係留。
- 付近の道路管理上支障のある場所や、ガードレールその他の道路施設に損害を与える恐れのある場所での係留。

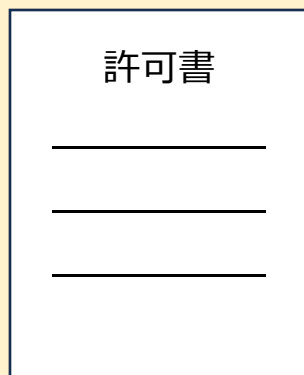
## ⑬「暫定許可」を受けた者が守るべき事項

---

1. 許可を受けた者は、その占用する区域を常に良好な状態に保持するとともに、その付近の港湾施設等に悪影響を及ぼさないようにすること。
2. 占用期間内においても、局長が必要と認めるときは、許可の内容を取り消し、変更し、その効力を停止し、またはその条件を変更することができる。**特に、占用料について、今後の情勢に応じて徴収する可能性があることに留意すること。**
3. 港湾管理者の指示に従い、**プレジャーボート用係留施設が整備された場合には、本人の負担と責任において、速やかに移動すること。**
4. **港湾工事等で船舶の移動を要する場合には、港湾管理者の指示に従い、本人の負担と責任において、適法に船舶を移動させること。**
5. **船舶の係留や占用物に起因し、港湾施設等を損傷させた場合には、本人の負担と責任において、原形復旧すること。**
6. 船舶の係留に起因し生じる一切のトラブルに関し、申請人自身が解決すること。
7. 暫定係留許可を終了する際には、**占用物件を、申請人の自己負担により撤去すること。**
8. 船舶は、**原則一代（本人）限りとし、相続等による船舶の受け渡しは認めない。また、船舶の買い増しに係る暫定係留許可も同様に認めない。**
9. **交付するステッカーを、船舶番号の横等船体の見えやすい位置に貼付すること。**
10. この申請にかかる内容を変更しようとする時は、改めて変更の申請を行うこと。
11. 占用期間満了後であっても引き続き占用しようとするときは、期間満了の1か月前までに更新の許可申請を行うこと。

## ⑭ 許可書と許可ステッカーを交付します

『係留許可』または『暫定許可』を受けた場合、  
県から、許可書と許可ステッカーが交付されます。



**許可書**

許可に関する詳細が記載されているため、大切に保管いただく。



**許可ステッカー**

船舶番号の横等、船体の見えやすい位置に貼っていただく。

# ⑮ 民間係留施設や船舶を変更した場合

許可後に内容変更した場合は「変更許可申請」が必要です。

根拠法令	愛媛県港湾管理条例第6条
提出先	愛媛県（大洲土木事務所）
様式	港湾施設占用変更許可申請書 （愛媛県港湾管理条例施行規則様式第7号）
添付資料	変更した内容がわかる図面、船舶情報等
その他	船舶を変更した場合は、新しい番号が振られたステッカーが交付されます。

港湾施設占用（使用）変更許可申請書	
愛媛県知事 様	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
港 湾 名	
許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
変更内容	変更前
	変更後
変更予定期日	年 月 日
変更しようとする理由	

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。  
2 次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 許可書の写し  
(2) 愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）別表第1 5の項又は6の項に定める書類のうち当該変更事項に係る書類  
(3) その他知事が必要と認める書類

※船舶の買い増しに係る、係留施設の設置はできませんのでご注意ください。

## ①6 民間係留施設（係船環・浮棧橋等）を撤去した場合

撤去した場合も「廃止届出書」の提出が必要です。

根拠法令	愛媛県港湾管理条例第11条
提出先	愛媛県（大洲土木事務所）
様式	<b>廃止届出書（愛媛県港湾管理条例施行規則様式第10号）</b>
添付資料	<b>民間係留施設（係船環・浮棧橋）を撤去したことがわかる写真</b>
その他	船舶も廃棄した場合はその旨を併せて報告してください。

廃止届出書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	届出者
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
港湾名	
場所又は港湾施設名	
廃止予定期日	年 月 日
廃止しようとする理由	

※船舶を譲渡する場合、譲受人に暫定許可を引き継ぐことはできませんのでご注意ください。

## ⑰ 今後のスケジュールについて

---

次のようなスケジュールで進めてまいります。

時期	対応予定
2月26日	暫定許可申請受付開始（随時）⇒順次許可
3月31日	放置等禁止区域設定
5月頃	警察・海上保安部と連携した放置艇取締り開始
取締り後	移動勧告（行政指導）、放置艇認定、所有者の確知
確知後	行政代執行又は簡易代執行手続き

## ⑱ 相談窓口

---

疑問点等がありましたら、下記の窓口までお問い合わせください。

窓口	電話番号
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所 事業管理課 管理係	0893-24-5121
大洲市長浜支所 港湾水産係	0893-52-1111
大洲市長浜支所 長浜港務所	0893-52-0149